

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第五十号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第二十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）            第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>（厚生労働大臣等の権限）            第九十六条 （略）            2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。</p> <p>3 5 （略）</p>	<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）            第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>（厚生労働大臣等の権限）            第九十六条 （略）            2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係のある帳簿若しくは書類を検査させることができる。</p> <p>3 5 （略）</p>